

UR 協定制度について

2021 年2月
国土交通労働組合

1. UR 協定制度の概要 ※詳しくは添付の「協定制度紹介チラシ」を参照してください

UR賃貸住宅は、通常の契約でも①礼金・更新料は0円、②仲介手数料・保証人は不要、となっていますが、組合員が協定制度を利用してUR賃貸住宅を契約した場合、以下の特典が付与されます。

- ①：通常2か月分の敷金が1か月分になります。
- ②：入居日からの家賃1か月分が0円（フリーレント※）になります。

※フリーレントについて

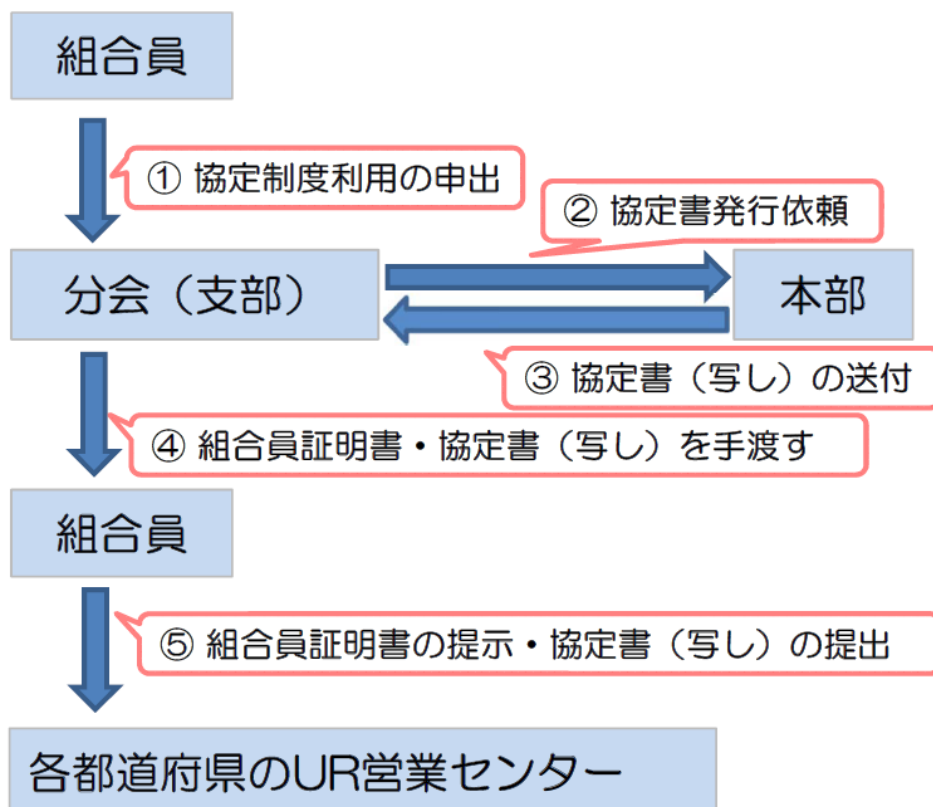
- 1) 適用条件は12か月以上の継続居住となります。
(12か月以内で解約した場合、フリーレント分の家賃の支払いが必要になります)
- 2) フリーレント期間中も共益費は発生します。
例) 11/11に入居開始した場合は、11/11～12/10の家賃が無料になります。
12/11～12/31の家賃は日割り計算で支払います。

Q&A


- Q：通常1か月の敷金としている物件はどうなる？
- A：通常1か月の物件は1か月となります。

2. 利用の流れ

特典利用の手続きは、以下のフローチャートにより行います。



■ フローチャート解説

- ① 協定制度利用の申出
組合員は、分会（支部）へ協定制度の利用を申出る。
注）契約締結後及び入居後は、当制度を利用できません。
 - ② 協定書発行依頼
分会（支部）は、本部へ協定書の発行を依頼する。
※ kokkoroso@kokkoroso.or.jp へご連絡ください。
 - ③ 協定書（写し）の送付
本部は、分会（支部）へ協定書（写し）を送付する。
※ 協定書（写し）はPDFファイルになります。
 - ④ 組合員証明書・協定書（写し）を手渡す
 - 1）分会（支部）は、指定の書式（添付：組合員証明書（ひな形））に基づき、組合員証明書を作成する。
 - 2）分会（支部）は、組合員へ協定書（写し）と組合員証明書を印刷し手渡す。
 - ⑤ 組合員証明書の提示・協定書（写し）の提出
組合員は、各都道府県のUR営業窓口へ「組合員証明書」を提示のうえ、「協定書」を提出する。
※UR営業窓口は、URのHP
(<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>)
のメニューから「店舗を探す」で希望地域の最寄りの店舗を検索できます。
- UR ホームページ QR コード⇒
- 
- 組合員は、敷金 1 か月分、入居月の日割り共益費を支払い、賃貸借契約を締結、鍵渡しを受けた後、入居します。
※部屋探しと賃貸借契約は組合員本人が行います。

3. 添付資料

- ・組合員証明書（ひな形）
- ・UR 協定制度【協定制度紹介チラシ】